

## 「行政改革の重要方針」のポイント

- 「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするため、行政改革の重要課題について一括して閣議決定し更に改革を続行
- 本方針で示した今後における改革の基本的事項を法案としてまとめた「行政改革推進法案（仮称）」を平成18年通常国会に提出

## 政策金融改革

次により、政策金融の抜本的改革を行い、20年度から新体制に移行

- ・ 政策金融は3つの機能（①中小零細企業・個人の資金調達支援、②国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、③円借款）に限定し、それ以外は撤退
- ・ 貸出残高（約90兆円）の対GDP比半減を20年度中に実現
- ・ 日本政策投資銀行について、一体として完全民営化（自立のために最低限の移行措置）
- ・ 商工組合中央金庫について、完全民営化（財政基盤整備等のための最低限の移行措置）

（注）日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、概ね5年から7年を目途とする。

- ・ 公営企業金融公庫について、廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行（必要な財政基盤確保等の移行措置）
- ・ 政策金融として残すものは一つの機関に統合（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫（※1）、国際協力銀行（※2））

（※1）現行沖縄振興計画の最終年次である23年度までは公庫として残し、それ以降は沖縄振興策と一体となって自己完結的機能を残しつつ統合

（※2）国際協力銀行については、内閣官房長官の下に開催される「海外経済協力に関する検討会」の検討結果と本方針を総合して、行政改革推進法案（仮称）に盛り込むよう、統合の具体的内容を決定

- ・ 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態は、特殊会社又は独立行政法人に準じた法人

- ・ 詳細な制度設計については、本方針に沿って取り組み、行政改革推進法案（仮称）の成立後速やかに政策金融改革推進本部で成案
- ・ 独立行政法人及び公益法人等による政策金融機関類似の金融業務についても、所管府省で見直し、18年度中に行政改革担当大臣の下で取りまとめ

## 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

- ・ 17年度末までに中期目標期間が終了する56法人について、昨年及び本年の見直しにより、56法人を42法人に整理・統合、51の特定独立行政法人中44法人の役職員（約12,000人）を非公務員化
- ・ 18年度以降に中期目標期間が終了する、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人について、事業等の廃止・縮小・重点化等
- ・ 18年度における独立行政法人の見直しにおいては、
  - ① 平成19年度末に中期目標期間が終了する法人についても業務・組織全般の見直しの検討に着手、相当数について結論
  - ② 融資業務等を行う法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め融資業務等の見直しを行い、結論
- ・ 公営競技関係法人等について、必要な組織の見直し、助成金交付事業の透明化等の措置
- ・ 特別の法律により設立される民間法人について、検査・検定手数料、証明手数料の引下げ等の措置

## 特別会計改革

- ・ 特別会計の資産・剰余金等をスリム化するなどし、今後5年間において合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指す
- ・ 31特別会計について、統合・独立行政法人化・一般会計化等することにより、当面、1/2～1/3程度に減少。市場化テストも積極的に活用  
例：（1）道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計の5特別会計を平成20年度までに統合

- (2) 電源開発促進対策特別会計及び石油及エネルギー需給構造高度化対策特別会計について平成19年度までの立法化により統合
- (3) 登記特別会計について、平成22年度末をもって一般会計へ統合
- (4) 国立高度医療センター特別会計について、平成22年度に、国立がんセンターなどを独立行政法人化
- (5) 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の平成19年度までの統合
- ・ 特別会計の統廃合等を盛り込んだ特別会計整理合理化法案（仮称）を平成19年を目途に国会提出するなどし、今後5年を目途に改革を完了
- ・ 特定財源制度について、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」（平成17年12月9日政府・与党）等に基づき、見直しを行う

## 総人件費改革等

### 〈総人件費改革〉

- ・ 国家公務員（94.8万人。郵政公社職員を含む）の総人件費について、対GDP比でみて今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭に改革を推進
- ・ 地方公務員についてもこれを踏まえた削減努力を要請

### ○ 公務員の定員の純減目標

#### (1) 国家公務員（郵政を除く68.7万人）を5年間で5%以上純減

##### ① 国の行政機関の定員(33.2万人)を5年間で5%以上純減

- ・ 増員を厳しく限定し、大幅な純減（1.5%以上）を確保
- ・ 重点事項を中心として、事業の仕分け・見直しなどを行い、事務・事業の削減を定員の削減（3.5%以上の純減）に反映。有識者会議の知見も活用しながら、遅くとも18年6月頃までに成案を得、政府方針として決定

##### [重点事項例]

- ・ 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理（農林統計、食糧管理、北海道開発関係等）
- ・ 包括的・抜本的な民間委託等（社会保険庁・ハローワーク等）
- ・ 非公務員型独立行政法人化等（森林管理、国立高度専門医療センター等）

- ・ 制度や組織の改廃に関する法律上必要な措置をできる限り早期に実施。今後5年間の純減の実施状況を踏まえ、総定員法の定員総数の最高限度を引き下げ
- ② 自衛官・特別の機関の職員については、行政機関に準じた取組
- ③ 独立行政法人の非公務員化
- (2) 地方公務員(308.3万人)の5年間で4.6%以上純減の一層の上積み確保
- 給与制度改革
  - ・ 職階差の大幅な拡大、比較対象事業所規模の見直し等について、人事院において早急に必要な検討を行い、18年の人事院勧告から順次反映させるよう要請
  - ・ 地方公務員についても地域の民間給与の水準を的確に反映
- その他の公的部門の見直し
  - ・ 独立行政法人、国立大学法人法に基づく法人、特殊法人及び認可法人について、今後5年間で5%以上の人件費削減等を行うことを基本とした取組を行う。公益法人、地方公社等についても取組を行う。

#### 〈公務員制度改革の推進〉

- ・ 公務員制度改革について、総人件費改革の推進状況等も踏まえつつ、関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化。また、公務員の労働基本権や人事院制度、給与の在り方、能力主義や実績評価に基づく処遇、キャリアシステム等公務員の人事制度等を含めた公務員制度についても国民意識等も踏まえつつ、幅広い観点から検討
- ・ 人事評価の試行について、第1次試行を18年1月から開始するなど段階的に取組。官民交流及び府省間人事交流の推進

### 政府資産・債務改革

- ・ 政府資産・債務改革により、政府資産がスリム化され、国の財政に寄与するとともに、内在する金利変動等のリスクも軽減

- ・ 今後の財政運営に当たっては、①将来の国民負担を極力抑制、②金利変動など財政運営に関するリスクを適切に管理、③債務残高を抑制、④剰余金・積立金を合理的範囲内にとどめる、との原則を明示。また、そのために必要な財務情報の開示を徹底
- ・ 政府の資産規模の対名目GDP比を今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安を念頭に資産のスリム化を推進  
(※) 一定の政策目的のために保有している外為資金・年金寄託金等、売却困難な道路・河川等の公共用財産はスリム化の対象としないが、各政策目的に照らし、合理的に管理
- ・ 既存庁舎等の無駄な使用を解消し、不用庁舎等は速やかに民間等に売却、余剰部分は民間等に貸付。未利用国有地は積極的な売却努力
- ・ 国有財産の有効活用、売却等を推進するため、国有財産法等の改正案を18年通常国会に提出
- ・ 改革の方向と具体的施策を明らかにするため、18年度内に工程表を作成
- ・ 地方においても、国と同様に資産・債務改革を積極的に推進

## 社会保険庁改革

- ・ 20年10月を目途に現行の社会保険庁を廃止し、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新組織を設置する等の解体的出直しを行う。
- ・ ①公的年金については、複数の外部有識者を意思決定に関する会議や監査部門に登用する等、これまでの組織とは異なる新たな国の行政機関（厚生労働省の特別の機関）を設置し、②政管健保については、国から切り離し、全国単位の公法人を設立することとし、所要の法律案を18年通常国会に提出
- ・ 新組織の発足後も、事業運営の効率性等を総合的に評価し、継続的に改革を進める。
- ・ 年金福祉施設等については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（5年後の廃止を前提）において整理合理化を実施

## 規制改革・民間開放の推進

- ・ 公共サービスの質の維持向上・コストの削減等に資するよう、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）を18年通常国会に早期に提出

## 政策評価の改善・充実

- ・ 政策評価の改善・充実を図るため、評価の重点化・効率化、予算・決算との連携強化、国民への説明責任の徹底等を推進

## 公益法人制度改革

- ・ 「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、関連法案を18年通常国会に提出
- ・ 新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講じる。

## その他

- ・ 全閣僚から構成される「推進本部」を設置し、経済財政諮問会議とも連携しつつ、改革の着実な推進とフォローアップを行い、改革を加速する。
- ・ 国の行政機関が行っている事務事業の削減に関する個別具体的な取組、独立行政法人の見直し等を検討するため、「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」を開催